第51号様式の6の3(第24条関係)

(表)

県民税利子割営業所等設置等届出書

年　　月　　日

大分県大分県税事務所長　殿

所在地

名　　称

法人番号

大分県税条例第34条の9の規定により、以下のとおり届け出ます。

該当営業所等	特別徴収義務者番号		届出事由	1　新設　2　変更
	(カナ) 所在地		上記2の場合の変更事由	1　所在地　2　名称 3　取扱利子種類 4　営業所等廃止
	(カナ) 名　称		郵便番号	〒　　—
			電話番号	(　　)
変更内容	新		旧	
設置年月日	年　月　日	変更年月日	年　月　日	廃止年月日　年　月　日

営業所等が取り扱う利子種類	利子種類コード	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	利子等の種類 (預金等の内容)	特定公社債以外の公社債	銀行預金	その他預金	勤務先預金	運用信託	公募以外の公社債投信	郵便貯金	国外一般公社債等	財形貯蓄	私募公社債等投信	特定目的信託の社債的受益証券	国外私募公社債等投信	懸賞金等	定期積金	掛金	抵当証券	貴金属等	外貨建預金	一時払保険
	申告納入を行うもの																			
	取扱のみを行うもの																			
	(注)　該当するものに○印を記入してください。 なお、「申告納入を行うもの」のうち、県一括で申告納入するものについては◎印を記入してください。																			

注　記入の際は裏面をお読みください。

（裏）

記入要領

1　この届出書は、営業所等の新設、変更若しくは廃止又は取扱利子等の種別の変更があつた場合に提出してください。

なお、この届出書は本店等から提出しても差し支えありません。

2　「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。

3　記入方法

	記入欄	記入内容	新設	変更			
				所在地	名称	利子種類	廃止
(1)	特別徴収義務者番号	新設等の場合で統一金融機関コードがあるものについては左から3桁目から金融機関コード・店舗コードを記入すること(統一金融機関コードのないものについては記入不要)。	○	○	○	○	○
(2)	届出事由	該当事項に○印を付けること。	○	○	○	○	○
(3)	変更事由	該当事項に○印を付けること。	—	○	○	○	○
(4)	設置年月日	新設等の場合、設置年月日を記入すること。	○	—	—	—	—
(5)	変更年月日	変更等の場合、変更年月日を記入すること。	—	○	○	○	—
(6)	廃止年月日	廃止等の場合、廃止年月日を記入すること。	—	—	—	—	○
(7)	営業所等が取り扱う利子種類	届出営業所等が取り扱う利子種類について、利子割の申告納入を行うものと、取扱のみを行うもの(本店等で一括申告納入するもの)に区分し、該当欄に○印を付けること。	○	—	—	○	—

(注)　—印は記入不要

利子等の種類の内容は下表のとおりです。

1　特定公社債以外の公社債の利子	11　特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配で公募以外のもの
2　銀行預金利子	12　国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配
3　銀行以外の金融機関の預貯金利子	13　懸賞金付預貯金等の懸賞金等
4　勤務先預金等の利子	14　定期積金の給付補てん金
5　合同運用信託の収益の分配	15　掛金の給付補てん金
6　公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配	16　抵当証券の利息
7　郵便貯金利子	17　貴金属等の売戻し条件付売買の利益
8　国外一般公社債等の利子等	18　外貨建預貯金等の為替差益
9　財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益	19　一時払養老保険・一時払損害保険等差益
10　私募公社債等運用投資信託の収益の分配	

4　利子割の納入方法

納入方法には、①　営業所ごとに納入する方式、②　本店等にて一括して納入する方式、③　①と②の併用方式があります。